



福県医発第829号(地)
平成18年 7月14日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長の連名により協力依頼がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室ならびに福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありました。

本通知は、厚生労働省「インフルエンザワクチン需要検討会」における検討のうえ、今年度は、昨年度ワクチン使用量の16%増となる2,300万本のワクチンの製造が予定されていることを踏まえ、下記のとおり、①初回注文量が前年度使用実績を上回らないようにすること、②返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること、③ワクチンの貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存）を遵守して品質を確保すること、等を求めています。また、状況によっては、厚生労働省より接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討しております。

本県におけるワクチン返品の医療機関数は昨年度より若干減少しておりますが、全国的にみると依然として多い状況が続いており、なかには500本以上の返品がなされた報告もあります（別紙1、2参照）。

なお、今年度より新たに、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチン供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成18年12月1日を目途に、未納品の予約取消し又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めています（下記5）。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、特に、必要以上のワクチンを購入しないこと、また、インフルエンザのシーズン終了後にワクチンを返品することがないよう、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

また、本件につきましては、（社）日本医薬品卸業連合会会長、（社）細菌製剤協会理事長、医療関係団体等に対しても同様に通知されております。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎・蒲池 壽



記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の 16%増となる 2,300 万本（平成 18 年 6 月 14 日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40～60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、各医療機関においては、初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮すること。
2. 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況をみながら、必要量の注文を随時行うように配慮すること。
なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。
3. 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。
なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。
4. 大量注文をする場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
5. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成 18 年 10 月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約 1,930 万本（1mL 換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチン供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 18 年 12 月 1 日を目途に、未納品の予約取消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求める。
この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。
6. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(地Ⅲ 6 0)

平成 1 8 年 7 月 1 1 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年度のインフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成 1 7 年 7 月 2 2 日付（地Ⅲ 6 5）をもってお送りし、また、厚生労働省「第 1 0 回インフルエンザワクチン需要検討会」の資料につきましては、平成 1 8 年 6 月 2 2 日付（地Ⅲ 4 8）をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し、インフルエンザワクチンの安定供給対策についての通知が出され、本会に対しても協力方依頼がありました。また、（社）日本医薬品卸業連合会会長、（社）細菌製剤協会理事長、医療関係団体等に対しても同様の通知が出されております。

本通知は、小職も委員であります厚生労働省「インフルエンザワクチン需要検討会」における検討のうへ、今年度は、昨年度ワクチン使用量の 1 6 % 増となる 2300 万本のワクチンの製造が予定されていることを踏まえて、下記のとおり、初回注文量が前年度使用実績を上回らないように配慮すること、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること、ワクチンの貯法（遮光し、凍結を避けて 1 0℃以下に保存。）を遵守して品質を確保すること、等を求めています。また、状況によっては、厚生労働省より接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討しております。

なお、今年度より新たに、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 1 8 年 1 2 月 1 日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めていますので、ご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、特に貴会管下関係医療機関等に対して、必要以上のワクチンを購入しないこと、また、インフル

エンザのシーズン終了後にワクチンを返品することのないよう周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

また、インフルエンザワクチンの安定供給を図るためには、都道府県行政が中心になって、ワクチンの在庫を調査・調整する体制が必要であります。貴会におかれましても、都道府県インフルエンザ対策委員会に参画いただく等ご協力いただきますよう併せてお願い申し上げます。

追って、厚生労働省血液対策課企画情報係より、各都道府県インフルエンザワクチン担当者に対し、インフルエンザワクチンの安定供給対策のため、都道府県毎の100本以上返品施設数が情報提供され、併せて、返品率に関係なく500本以上返品した施設（14都道府県42施設）がある都道府県に対し、施設名を情報提供しております。本会からも情報提供いたしますので、当該都道府県医師会におかれましては、ご承知おきいただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932万本（1mL換算）。以下同じ。）の16%増となる2,300万本（平成18年6月14日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち40～60万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、各医療機関におかれては、初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮いただきたいこと。

2. 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況を見ながら、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。

なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。

3. 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。

なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。

4. 大量注文をする場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。

5. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成 18 年 10 月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約 1930 万本（1ml 換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 18 年 12 月 1 日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

6. 納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて 10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保すること。ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

7. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



健感発第 0630002 号
薬食血発第 0630004 号
平成 18 年 6 月 30 日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成18年6月14日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の 16% 増となる 2,300 万本（平成18年6月14日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40～60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、各医療機関におかれては、初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮いただきたいこと。

2. 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況を見ながら、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。

なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。

3. 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。

なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。

4. 大量注文をする場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。

5. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成 18 年 10 月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約 1930 万本（1ml 換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 18 年 12 月 1 日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

6. 納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて 10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保すること。ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

7. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



医政経発第 0630001 号
健感発第 0630001 号
薬食血発第 0630001 号
平成 18 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成18年6月14日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

貴職におかれては、この検討結果に基づいた下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制を確立するようお願いする。

おって、9月の初旬に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、この場において進捗状況等を確認するので、準備方よろしく願います。

記

1. 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体、保健所等

からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、別添の「インフルエンザワクチン返品本数毎の医療機関数（のべ施設数）」等を参考にしつつ、昨シーズンにおける課題を抽出し、今シーズンにおけるワクチンの安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておくこと。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

2. ワクチンの安定供給を図るためには、関係者が各々の責務を認識し、予防接種希望者本位の考え方に基づいて対応することが必要であることから、当省では、各関係者に対し、別紙通知を発出し、各会員に周知徹底を依頼したところであるが、各都道府県においても貴管内関係者に対して、以下の各事項を周知し、協力を要請すること。

(1) ワクチン製造量等について

今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の16%増となる 2,300 万本（平成 18 年 6 月 14 日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40～60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管されること。

(2) 注文量について

(1) の措置により十分なワクチンの供給が予定され、不足時の融通用ワクチンが確保されていることを踏まえて、卸売販売業者は、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年の使用実績を上回らないように申し入れること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起こらないように配慮すること。

医療機関等も同様に初回注文及び追加注文を行う際には、これらの取扱について配慮する必要があること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

(3) 分割納入について

初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱に医療機関等も協力すること。

(4) 予約の解除について

今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成 18 年 10 月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約 1930 万本（1ml 換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 18 年 12 月 1 日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

(5) 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施期間について

予防接種法に基づく定期の予防接種については、インフルエンザ予防接種実施要領（平成 17 年 6 月 16 日健発第 0616002 号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）を遵守すること、なお、同通知において、「実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、インフルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が 12 月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定すること」とされているところである。

(6) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等、卸売販売業者は、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することとしており、平成 17 年度の実績については、500 本以上の返品を行った医療機関等の名称を関係各都道府県に情報提供することとしていること。

(7) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて 10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。

3. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしているので、その情報を活用し、早期に供給不足の状況等を把握し、適切に対応すること。

4. 管内におけるワクチンの供給に滞りが生じた場合には、管内の在庫調査及び地域間

の融通を行うこと。その上でなお、管内における供給不足が明らかになった時は、厚生労働省血液対策課に対し、その状況を報告すること。

血液対策課では、その報告を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、融通の必要性が認められたときは、都道府県の協力の下、製造業者等及び卸売販売業者の在庫の全国的な融通を依頼するとともに、必要に応じ製造業者等において融通用に保管されたワクチンを当該都道府県内の卸売販売業者に配送するよう製造業者等に依頼することとしていること。

5. ワクチンの生産状況、融通用ワクチンの数量その他、必要な追加情報を血液対策課は、9月以降、適宜情報提供することとしていること。

インフルエンザワクチン返品本数(1ml換算)毎の医療機関数(のべ施設数)

(施設数)

	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～	合計
北海道	722	311	138	70	57	37	10	11	13	13	25	1,407
青森県	182	90	47	31	16	11	3	5	3	3	11	402
岩手県	168	96	48	21	12	7	6	2	1	3	14	378
宮城県	228	130	64	36	23	23	11	13	6	3	10	547
秋田県	140	52	23	16	13	7	2	2	1	1	8	265
山形県	202	80	60	41	15	11	9	3	3	3	13	440
福島県	262	123	66	33	32	23	9	4	4	3	18	577
茨城県	243	119	71	41	32	20	5	5	4	2	20	562
栃木県	314	139	84	35	29	31	10	6	6	2	9	665
群馬県	319	103	48	27	11	14	5	4	3	1	9	544
埼玉県	698	320	171	85	57	36	27	18	8	8	48	1,476
千葉県	753	350	184	99	66	59	48	22	13	9	53	1,656
東京都	2,584	1,167	604	356	208	177	93	76	48	46	213	5,572
神奈川県	1,208	507	253	122	66	69	34	31	21	11	79	2,401
新潟県	171	45	31	16	5	2	4	1	1	0	1	277
富山県	248	115	66	32	23	15	10	10	6	3	13	541
石川県	244	114	63	34	21	16	3	1	2	0	8	506
福井県	150	83	39	28	14	15	6	8	7	2	16	368
山梨県	157	89	52	22	10	11	4	4	3	4	16	372
長野県	468	177	81	35	26	16	8	4	6	4	15	840
岐阜県	338	172	100	59	33	30	20	15	13	11	32	823
静岡県	551	252	114	58	36	34	11	18	7	17	32	1,130
愛知県	1,087	476	235	124	78	57	35	20	9	10	65	2,196
三重県	293	134	74	39	25	17	10	6	3	9	21	631
滋賀県	238	138	65	37	17	14	11	6	8	5	15	554
京都府	676	297	127	63	36	29	16	13	9	4	23	1,293
大阪府	2,502	1,073	535	250	178	133	72	53	41	37	119	4,993
兵庫県	1,600	748	348	166	97	59	38	29	21	13	71	3,190
奈良県	357	163	76	36	23	18	4	5	3	2	12	699
和歌山県	381	152	55	46	21	7	6	6	1	7	18	700
鳥取県	77	44	13	14	3	1	0	1	0	1	4	158
島根県	138	76	37	14	13	12	2	5	2	0	3	302
岡山県	386	161	76	43	22	24	12	14	6	3	20	767
広島県	576	262	126	65	44	20	16	12	12	7	16	1,156
山口県	350	141	79	46	28	17	15	7	8	3	17	711
徳島県	288	130	69	28	16	13	10	1	7	4	14	580
香川県	277	115	72	35	41	27	16	9	15	9	25	641
愛媛県	402	143	70	37	25	20	11	5	4	4	16	737
高知県	173	49	24	17	14	5	3	2	2	5	5	299
福岡県	1,369	573	267	115	64	55	29	20	8	7	36	2,543
佐賀県	292	114	60	26	17	6	6	3	3	3	13	543
長崎県	440	175	80	38	21	14	19	5	4	4	16	816
熊本県	467	167	68	32	16	12	9	5	2	2	11	791
大分県	305	126	76	50	39	19	10	9	4	7	20	665
宮崎県	259	81	39	19	13	12	6	7	2	3	10	451
鹿児島県	377	151	77	44	31	29	11	7	10	8	11	756
沖縄県	151	66	27	22	14	14	6	4	3	3	17	327
合計	23,811	10,389	5,182	2,703	1,701	1,298	711	517	366	309	1,261	48,248



医政経発第 063002 号
薬食血発第 063002 号
平成 18 年 6 月 30 日

(社) 日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 18 年 6 月 14 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し上げます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の 16% 増となる 2,300 万本（平成 18 年 6 月 14 日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40～60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注

文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

2. 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。
3. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成 18 年 10 月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約 1930 万本（1ml 換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 18 年 12 月 1 日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。
この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。
4. 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
5. ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、医療機関等からワクチンを引き取る際に、医療機関等において、貯法（遮光し、凍結を避けて 10℃以下に保存。）を遵守したなど品質の確保がなされていることを確認すること。
6. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしている。
このため、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。
7. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



薬食血発第 063003 号
平成 18 年 6 月 30 日

(社) 細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 18 年 6 月 14 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. ワクチン不足時の融通用として、ワクチンの全製造量のうち、合計 40～60 万本（各製造業者 10～15 万本ずつ（1mL 換算）。以下同じ。）を当課より連絡があるまでの間、市場に出荷せず、保管しておくこと。

当課においては、ワクチンの供給に滞りが生じたとの情報を把握した場合は、各都道府県の在庫不足状況を精査し、融通を必要とする都道府県名と数量を連絡するので、配送先の卸売販売業者を決定し、当課へ報告すること。

なお、保管体制の解除については、全国の流通状況を見極めた上で、当課より連絡する。

2. 上記 1. の 40～60 万本のワクチンが確保されていることを踏まえ、卸売販売業者に対して、医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮するよう周知すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならな

いように配慮するよう周知すること。

3. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成 18 年 10 月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約 1930 万本（1ml 換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成 18 年 12 月 1 日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
5. 全国の卸売販売業者の在庫状況については、血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしているので、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。

(別記)

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗

社団法人全国自治体病院協議会会長

社団法人全日本病院協会会長

社団法人日本医療法人協会会長

社団法人日本病院会会長

宮内庁長官官房秘書課長

防衛庁運用局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課長

医政局国立病院課長

労働基準局労災補償部労災管理課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長

日本郵政公社人事部門厚生労働部長

日本赤十字社社長

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

全国厚生農業協同組合連合会会長

社会福祉法人北海道社会事業協会会長

社団法人全国社会保険協会連合会会長

財団法人厚生年金事業振興団理事長

財団法人船員保険会会長

国家公務員共済組合連合会理事長

社団法人地方公務員共済組合協議会会長

日本私立学校振興共済事業団理事長

(社) 日本医師会

感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

インフルエンザワクチンの安定供給対策の情報提供について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成18年7月5日に各都道府県インフルエンザワクチン担当者あてに、別添「今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策の情報提供について」の事務連絡発出したところですので、貴会におかれましてもよろしく御高配のほどお願い申し上げます。

平成18年7月6日

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

関 英一



事 務 連 絡

平成 18 年 7 月 5 日

各都道府県薬務主管課

インフルエンザワクチン担当者 様

厚生労働省血液対策課企画情報係

インフルエンザワクチンの安定供給対策の情報提供について

インフルエンザワクチンの安定供給の確保については、平素より多大のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成 18 年 6 月 14 日にインフルエンザ需要検討会を開催し、また、平成 18 年 6 月 30 日付け医政経第 0630001 号、健感発第 0630001 号、薬食血第 0630001 号、医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知において、500 本以上の返品を行った医療機関等の名称を情報提供することとなりました。

よって、添付の表と 500 本以上返品した施設がある都道府県に関しては、施設名一覧を添付いたしますので、今冬の安定供給対策にお役立て願います。

17年度インフルエンザワクチン100本以上返品施設数(3月末時点)
(施設数)

都道府県名	100本以上 (1ml換算)	うち500本以上 (1ml換算)
北海道	25	1
青森県	11	
岩手県	14	
宮城県	10	
秋田県	8	
山形県	13	
福島県	18	2
茨城県	20	1
栃木県	9	
群馬県	9	
埼玉県	48	3
千葉県	53	4
東京都	213	11
神奈川県	79	5
新潟県	1	
富山県	13	
石川県	8	
福井県	16	
山梨県	16	
長野県	15	2
岐阜県	32	
静岡県	32	2
愛知県	65	
三重県	21	
滋賀県	15	
京都府	23	2
大阪府	119	6
兵庫県	71	1
奈良県	12	
和歌山県	18	
鳥取県	4	
島根県	3	
岡山県	20	1
広島県	16	
山口県	17	
徳島県	14	
香川県	25	
愛媛県	16	
高知県	5	
福岡県	36	1
佐賀県	13	
長崎県	16	
熊本県	11	
大分県	20	
宮崎県	10	
鹿児島県	11	
沖縄県	17	
総計	1,261	42